

県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年2月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第2号

県営住宅等条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

県営住宅等条例の一部を改正する条例（平成27年岩手県条例第82号）表2の項中県営片岸アパートに係る改正部分の施行期日は、平成29年2月17日とする。